

第 64 回 監査・保証基準委員会有識者懇談会 次第

2022 年 9 月 26 日（月）13:00～14:50(110 分)

於：Microsoft Teams／日本公認会計士協会 401 会議室

I 開 会 13:00

II 議 事

1. 審議事項

- (1) 監査基準委員会有識者懇談会内規の改正

2. 意見聴取

- (1) 監査基準委員会報告書の改正

- ① 監査基準委員会報告書 600「グループ監査」の改正
- ② 品質管理基準委員会報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」の改正、品質管理基準委員会報告書第 2 号「監査業務における審査」の新設、監査基準委員会報告書 220「監査業務における品質管理」の改正及び倫理規則の改正に伴う各公表物の適合修正の概要

- (2) IAASB の活動状況

- ① IAASB 12 月ボード会議後のアップデート
- ② ISA700（財務諸表に対する意見の形成と監査報告）及び ISA260（ガバナンスに責任を有する者とのコミュニケーション）の公開草案の概要

3. 報告事項（資料配付）

- (1) 協会公表物の体系化の進捗
- (2) 品質管理基準委員会報告書等相談窓口の設置
- (3) 保証業務に関する周知活動
- (4) 監査・保証実務委員会報告第 76 号「後発事象に関する監査上の取扱い」の改正検討の状況

III 閉 会 14:50

以 上

配 付 資 料

No.	資 料
866	監査基準委員会有識者懇談会内規の改正
867	監査基準委員会報告書 600「グループ監査」の改正等の概要
868	監査基準委員会報告書 600「グループ監査」の改正案
869	質管理基準委員会報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」の改正、品質管理基準委員会報告書第 2 号「監査業務における審査」の新設、監査基準委員会報告書 220「監査業務における品質管理」の改正及び倫理規則の改正に伴う各公表物の適合修正の概要
870	IAASB 12 月ボード会議後のアップデート
871	ISA700（財務諸表に対する意見の形成と監査報告）及び ISA260（ガバナンスに責任を有する者とのコミュニケーション）の公開草案の概要
872	協会公表物の体系化の進捗
873	品質管理基準委員会報告書等相談窓口の設置
874	保証業務に関する周知活動
875	監査・保証実務委員会報告第 76 号「後発事象に関する監査上の取扱い」の改正検討の状況

監査・保証基準委員会有識者懇談会 委員名簿
(2022 年 9 月 26 日現在)

(敬称略)

	氏 名	現 職
議長	堀 江 正 之	日本大学 商学部 教授
委員 (議長代行)	松 本 祥 尚	関西大学 会計専門職大学院 教授
委員	青 克 美	株式会社東京証券取引所 常務執行役員
委員	渥 美 恭 弘	公益社団法人日本証券アナリスト協会 常務理事
委員	井 上 隆	一般社団法人日本経済団体連合会 専務理事
委員	今給黎 真 一	株式会社日立製作所 財務統括本部担当本部長
委員	塩 谷 公 朗	公益社団法人日本監査役協会 常任理事
委員	川 西 安 喜	企業会計基準委員会 委員長
委員	弥 永 真 生	明治大学 専門職大学院会計専門職研究科 専任教授
オブザーバー	齊 藤 貴 文	金融庁 企画市場局企業開示課 開示業務室長

以 上

監査・保証基準委員会有識者懇談会

2022/9/26

配付資料No.867

改正監査基準委員会報告書600 「グループ監査」の改正等の概要

第64回 監査・保証基準委員会有識者懇談会

2022年9月26日



目次

1. 本改正の背景及び経緯
2. 改正監査基準委員会報告書600「グループ監査」の公開草案の概要
3. 今後のスケジュール等

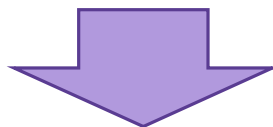
1. 本改正の背景及び経緯

1. 本改正の背景

- International Standards on Auditing 600, Special Considerations-Audits of Group Financial Statements (Including the Work of Component Auditors) (ISA600) は、2013年7月に公表されたクラリティ版ISAの適用モニタリング報告書にて、改訂の検討の必要性がある基準の一つとして指摘されたことにより改訂プロジェクトを開始
- 主に以下事項の見直しを実施した。
 - (1) 品質管理への積極的な取組み（リスクに基づくアプローチ、グループ監査品質の管理と達成、情報及び人へのアクセス制限、重要性）
 - (2) グループ監査基準の目的適合性の維持（適用範囲、他の基準との連携、監査調書）
 - (3) グループ監査人と構成単位の監査人の強固な双方向のコミュニケーションの強調
 - (4) 職業的懐疑心の重要性の強調
 - (5) 適用の柔軟性（Scalability）への対応

1. 本改正の経緯

- IAASB※¹ボード会議において2021年12月まで議論が行われ、その後、PIOB※²の承認を経て、ISA600（改訂）として確定版が2022年4月7日に公表



- ISA600（改訂）の公表に伴い、監査基準委員会報告書600「グループ監査」の見直しを開始

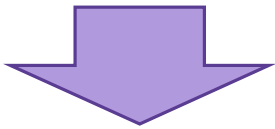
※1 : The International Auditing and Assurance Standards Boards ※2 : Public Interest Oversight Board

2. 改正監査基準委員会報告書600 「グループ監査」公開草案の概要

監査基準委員会報告書600の名称変更

● 現行：グループ監査

(参考) ISA600, Special Considerations-Audits of Group Financial Statements (Including the Work of Component Auditors)



(変更理由)
監査基準委員会報告書に基づいて監査を実施する際、他の報告書もグループ監査に当然に適用される前提で、監基報600はグループ監査において考慮すべき事項に関する実務上の指針を提供している点を強調するため

● 改正後：グループ監査における特別な考慮事項

(参考) ISA600(Revised), Special Considerations-Audits of Group Financial Statements (Including the Work of Component Auditors)

品質管理への積極的な取組み（リスクに基づくアプローチ）

- **重要な構成単位**の概念を廃止。そのため、グループ監査人が、グループ財務諸表に対する重要な虚偽表示リスクを識別及び評価し、評価したグループ財務諸表に対する重要な虚偽表示リスクに基づき、リスク対応手続を決定することがより強調されている（第13項(2)）。
 - ▶ 監査基準委員会報告書315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」及び同330「評価したリスクに対応する監査人の手続」との整合性を強化(第1項等)
 - ▶ グループ監査人の責任についてもより強調。併せて、グループ監査人が構成単位の監査人に対して確認を求める事項（グループ監査人から依頼された作業を実施するかどうかを含めグループ監査人に協力すること、グループ監査人の結論に関してグループ監査人に依頼された作業を実施したかどうか）を設定し、構成単位の監査人の責任も明確化（第24項及び第45項(2)）
- 重要な構成単位

※構成単位－グループ監査における監査手続の計画及び実施を目的として、グループ監査人により決定される企業、事業単位、機能若しくは事業活動、又はそれらの組合せをいう（第14項(2)）。（法人単位とならないケースも有）

適用の柔軟性（Scalability）への対応

- 改正監基報600は、例えば、グループ財務諸表の重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応に重点を置くことにより、様々な状況に適用し、複雑性の異なるグループ監査に柔軟に対応可能としている（第10項）。
- 現行監基報600のように、重要な構成単位の財務情報に対して一律にリスク対応手続を求めるのではなく、評価したグループ財務諸表の重要な虚偽表示リスクに対応し、十分かつ適切な監査証拠を入手するために適切なアプローチをグループ監査人が決定する必要があることを強調（第37項）

定義の変更

- 「グループ監査人」の新設

現行監基報600の「グループ監査チーム」を廃止し、グループ監査責任者及び構成単位の監査人以外の監査チームのメンバーを指す概念として「グループ監査人」を新設。グループ監査人は以下の責任を負うことが明示され、グループ監査人の責任及び重要性を強調（第14項(8)）

- ① グループ監査の基本的な方針の策定及び詳細なグループ監査計画の作成
- ② 構成単位の監査人への指揮、監督及びその作業の査閲
- ③ グループ財務諸表に対する意見形成のための基礎として入手した監査証拠から導かれた結論についての評価

- 「構成単位の監査人」は、グループ監査の目的で構成単位に関連する監査の作業を実施する監査人をいうとし、グループ監査における監査チーム（監査基準委員会報告書220第12項(4)）※の一員である点を明示（第14項（3））

※個々の監査業務を実施する全ての社員等及び専門職員、並びに当該業務において監査手続を実施する他の全ての者から構成される。監査人の利用する外部の専門家（監査基準委員会報告書620「専門家の業務の利用」第6項）は含まない。

その他の品質管理への積極的な取り組み

- グループ監査品質の管理と達成

グループ監査における監査品質を管理及び達成するため、監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」の要求事項（業務を実施するための十分かつ適切な資源、監査チームの指揮、監督及びその作業の査閲など）をグループ監査にどのように適用するかを明確化（第6項及びA11項）

- 情報及び人へのアクセス制限

情報及び人へのアクセス制限がある場合の取扱いの明確化（第20項及び第21項）。さらに、アクセス制限の原因の例と解決策の例を記載（A38項からA44項）

- 重要性

現行の「構成単位の重要性の基準値」に代えて、構成単位の財務情報の監査手続を立案及び実施する際に適切な「構成単位の手続実施上の重要性」の決定を要求。また、合算リスク※に対応するため「グループの手続実施上の重要性」よりも低いことを要求（第35項）

※合算リスク－未修正の虚偽表示及び未発見の虚偽表示の合計が、財務諸表全体としての重要性の基準値を上回る可能性をいう。
（第14項(1)）

グループ監査基準の目的適合性の維持（適用範囲）

- 適用対象となる「グループ財務諸表」の定義を具体化し、個別財務諸表監査であっても複数の事業単位（例えば、支店又は事業部）が存在する場合、グループ監査の対象になりうることを明確化（第14項(11)）
 - ▶ 「グループ財務諸表」は連結プロセスを通じて複数の企業又は事業単位の財務情報を含んだものと定義
 - ▶ 連結プロセスは、連結財務諸表の作成のみならず、例えば支店や部門などの財務情報を集約する場合も含まれる。
- シェアードサービスセンターや持分法適用会社についても適用対象となる（第3項及び第4項）。

グループ監査基準の目的適合性の維持（他の基準との連携）

- 特に以下の監査基準委員会報告書を参照、又はそれらを拡充することで、他の全ての関連する監査基準委員会報告書がグループ監査業務に適用される必要があることが明確化、強調されている（第1項）。
 - ▶ 重要な基礎となる監査基準委員会報告書
 - ・ 監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」
 - ・ 監査基準委員会報告書230「監査調書」
 - ・ 監査基準委員会報告書300「監査計画」
 - ・ 監査基準委員会報告書315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」
 - ・ 監査基準委員会報告書330「評価したリスクに対応する監査人の手続」

グループ監査基準の目的適合性の維持（監査調書）

- 監査基準委員会報告書230「監査調書」に従い、以下の文書化を要求（第59項）

1. グループ内の人や情報へのアクセス制限に関する重要な事項
2. グループ監査人による構成単位の決定の根拠
3. 構成単位における手続実施上の重要性の決定の根拠及び虚偽表示をグループ監査人にコミュニケーションを行う際の金額の基準値
4. 構成単位の監査人が構成単位に割り当てられた監査手続を実施するための適性及び適切な能力（十分な時間を含む）を有しているかどうかについての、グループ監査人の判断の根拠
5. グループの内部統制システムの理解における重要な要素（第30項(3)）
6. グループ監査人による構成単位の監査人への指揮、監督及びその作業の査閲（必要な場合には第47項に従った追加的な構成単位の監査人の監査調書の査閲を含む。）それぞれの内容、時期及び範囲
7. 構成単位の監査人とのコミュニケーションに関する事項（不正、関連当事者又は継続企業に関する事項を含む）
8. グループ財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある、構成単位の監査人の発見事項・結論に対するグループ監査人の評価及び対応

構成単位の監査人の作業の妥当性の評価

- グループ監査人による、構成単位の監査人の作業がグループ監査人の目的に照らして十分であるかどうかの評価（第48項）
- グループ監査人と構成単位の監査人との間におけるグループ監査の結論に関連する事項（構成単位の監査人が実施した監査結果等）についてのコミュニケーション（第45項）とその十分性の評価（第46項）
- 上記の評価に当たり、グループ監査の過程での構成単位の監査人の作業に関するグループ監査人の継続的な関与（A148項における構成単位の監査人からのコミュニケーション、グループ監査人による構成単位の監査調書の査閲）等を通じた、以下を考慮した構成単位の監査人の監査調書の追加的な査閲の必要性及びその範囲の判断（第47項）
 - (1) 構成単位の監査人が実施する作業の種類、時期及び範囲
 - (2) 構成単位の監査人の適性及び能力
 - (3) これまでに実施した構成単位の監査人への指揮、監督及びその作業の査閲
- グループ監査人による構成単位の監査人の作業の査閲は、構成単位の監査人の監査調書の査閲に限定されず、例えば、構成単位の監査人とのコミュニケーションを通じて実施されることも考えられる（A76項）。

グループ監査人と構成単位の監査人の強固な双方向のコミュニケーションの強調

- 以下を強化し、明確化している。
 - ▶ グループ監査人と構成単位の監査人の双方向のコミュニケーションの重要性（第8項）
 - ▶ 職業倫理に関する規定の遵守、構成単位の監査人の適性と能力の判断、構成単位の監査人の作業のグループ監査人による適切な関与の内容、時期及び範囲の決定等に関するコミュニケーション（第45項、A147項及びA78項）

修正済み虚偽表示の要求及び専門家の利用

- 構成単位の監査人からグループ監査人にコミュニケーションを求める事項
構成単位の監査人が識別した構成単位の財務情報における未修正の虚偽表示に加え、修正済み虚偽表示を要求（第45項(5)）
- 構成単位の監査人が利用する専門家
構成単位の監査人による当該専門家の適性及び能力の評価について、グループ監査人と構成単位の監査人が討議する場合もある旨を記載（A67項）

職業的懐疑心の重要性の強調

- 以下事項を含め、グループ監査人の職業的専門家としての懐疑心を行行使することの重要性を強調（第9項）
 - ▶ 構成単位の監査人を含む監査チームメンバーに対する指揮、監督及びその作業の査閲（A16項）
 - ▶ グループ財務諸表の監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を、構成単位の監査人の実施した監査手続を含めて入手できたかどうかの評価（第51項）

適用時期

- 改正監基報600は改正品基報等※の内容を前提としているため、改正監基報600を早期適用する場合、改正品基報等についても同時に適用することが必要（第12項）

	2022年	2023年	2024年	2025年
大規模監査法人	適用：2024/4/1以後開始する事業年度又は会計期間に係る監査～		改正監基報600の適用	
			改正品基報等の適用	
大規模以外		適用：2024/7/1以後開始する事業年度又は会計期間に係る監査～	改正監基報600の適用	
			改正品基報等の適用	

（ご参考）ISA600（改訂）：2023年12月15日以後開始する事業年度のグループ財務諸表の監査から適用（早期適用も可）

※品質管理基準委員会報告書第1号並びに第2号及び監査基準委員会報告書220号（2022年6月16日公表）

新起草方針の適用

報告書の形式について改正監基報600についても以下の対応を予定している（2022年6月公表の改正品質管理基準委員会報告書1号等と同様）。

- 項番についてはISAと整合させる。なお、我が国の法令等を優先して適用しない項番については欠番とする。
 - ▶ 欠番とする項番は無し。

- 我が国独自に設けられた項番については「JP」を挿入する。さらに、「監査における不正リスク対応基準」として設けた項番については「F」を挿入し、ISAとの差異を明確にする。
 - ▶ 現行監基報600において「監査における不正リスク対応基準」として設けた項目については、ISA600（改訂）において追加された項目を除き、改正監基報600においても我が国独自に設けた項目として追記予定（FA163-2JPなど）

他の監基報等への適合修正

今回の改正により、以下の他の報告書の適合修正を予定している。

- | | |
|-----------------------------------|--|
| ① 品基報第1号「監査事務所における品質管理」 | ⑱ 監基報700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」 |
| ② 品基報第2号「監査業務に係る審査」 | ⑲ 監基報701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」 |
| ③ 監基報（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」 | ⑳ 監基報705「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」 |
| ④ 監基報220「監査業務における品質管理」 | ㉑ 監基報706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」 |
| ⑤ 監基報230「監査調書」 | ㉒ 監基報710「過年度の比較情報－対応数値と比較財務諸表」 |
| ⑥ 監基報240「財務諸表監査における不正」 | ㉓ 監基報720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」 |
| ⑦ 監基報250「財務諸表監査における法令の検討」 | ㉔ 監基報805「個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査」 |
| ⑧ 監基報260「監査役等とのコミュニケーション」 | ㉕ 監基報900「監査人の交代」 |
| ⑨ 監基報300「監査計画」 | ㉖ 監基報910「中間監査」 |
| ⑩ 監基報315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」 | |
| ⑪ 監基報320「監査の計画及び実施における重要性」 | |
| ⑫ 監基報402「業務を委託している企業の監査上の考慮事項」 | |
| ⑬ 監基報501「特定項目の監査証拠」 | |
| ⑭ 監基報510「初年度監査の期首残高」 | |
| ⑮ 監基報550「関連当事者」 | |
| ⑯ 監基報570「継続企業」 | |
| ⑰ 監基報610「内部監査人の作業の利用」 | |

3. 今後のスケジュール等

3. 今後のスケジュール等

- 2022年9月末までに起草を完了
- 2022年10月に公開草案を公表予定（コメント募集期間は1ヵ月）
- 2023年1月に確定版を公表予定※

公開草案及び確定版公表時それぞれにおいて以下の周知活動を実施予定

- ✓ 新基準の概要説明資料の公表
- ✓ 解説記事の会計監査ジャーナルへの寄稿若しくは協会ウェブサイトへの掲載
- ✓ 研修会や研修用動画の配信

※ISA600（改訂）は2023年12月15日以後開始する事業年度のグループ財務諸表の監査から適用（早期適用を認めている）。したがって、改正監基報600についても早期適用（2023年4月1日以後開始する事業年度）に対応するため、かつ、早期適用に当たり一定の準備期間を考慮した結果、2023年1月公表予定。

ディスカッションポイント

- 前回の有識者懇談会において、改正監基報600の公表とともに、Q&Aやガイダンスの公表を検討して欲しいとご意見を頂戴したが、企業側ではQ&Aやガイダンスの公表に加えて、どのようなアクションが周知活動として有用と考えられるか。

(参考) ISA600 (改訂) に関する前回有識者懇談会の説明内容及びご意見の概要

■ 前回有識者懇談会の説明内容

- ▶ ISA600 (改訂) の概要、JICPAの今後の活動状況

■ ご意見

- ▶ ERPが親子会社間で統一されていないことにより、海外子会社の会計不正が見抜けにくい事例が発生していることから、改正監基報600の公表とともに、Q&Aやガイダンスの公表を検討して欲しい。
- ▶ 改正監基報600の適用による新たな負担について、企業側でも早めの整理及び対応が必要と考えており、事前の説明等をお願いしたい。

(ご参考) 日本公認会計士協会による周知活動

ISA600（改訂）「グループ監査」の翻訳

- ISA600（改訂）「グループ監査」に関する最終基準、結論の根拠及びファクトシート
https://jicpa.or.jp/specialized_field/20220627jgg.html

●●信頼の力を未来へ
jicpa

◆日本公認会計士協会

監査・保証基準委員会有識者懇談会

2022/9/26

配付資料No.869

適合修正対応 －倫理規則改正、品質管理基準改訂等への対応－

第64回 監査・保証基準委員会有識者懇談会

2022年9月26日



適合修正の概要

- 監査・保証基準委員会において、監査等業務公表物全般に対し、以下の適合修正対応を行っている。

検討項目	適合修正の概要
倫理規則の改正への対応	・ 2022年7月定期総会承認（9月上旬公表予定）の倫理規則の改正を踏まえ、倫理規則、独立性に関する指針、利益相反に関する指針及び違法行為への対応に関する指針の参照箇所等の見直し
協会公表物の体系化への対応	・ 2022年7月21日付けの監査基準報告書（序）及び保証業務実務指針（序）を踏まえた、新たな公表物体系化に伴う表題等の修正
品質管理基準の改訂に伴う対応	・ 2022年6月16日付けの品質管理基準委員会報告書第1号の改正、品質管理基準委員会報告書第2号の公表及び監査基準委員会報告書220の改正を踏まえた、所要の見直し（監査基準委員会報告書は対応済み）
その他監査基準委員会報告書の改正への対応	・ 2021年6月8日付けの監査基準委員会報告書315の改正を踏まえた、所要の見直し（監査基準委員会報告書は対応済み）

- 適合修正は、**2022年内目途**に完了する予定である。

●●信頼の力を未来へ
jicpa

◆日本公認会計士協会

監査・保証基準委員会有識者懇談会

2022/9/26

配付資料No.870

IAASBの活動状況

－2021年12月ボード会議以降のアップデート－

第64回 監査・保証基準委員会有識者懇談会

2022年9月26日



目次

- 1 IAASBのスケジュール（2021年～2023年）
- 2 IAASBボード会議報告（2022年3月・6月）
 - (1) サステナビリティ／ESG情報の保証
 - (2) 継続企業 (ISA 570)
 - (3) 不正 (ISA 240)



1. IAASBのスケジュール（2021年～2023年）

IAASBのスケジュール（2021年～2023年）

プロジェクト名	2021年				2022年				2023年			
	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4
LCE（複雑でない企業）の監査基準		ED										承認
監査証拠（ISA 500）							ED					
不正（ISA 240）				PP						ED		
継続企業（ISA 570）					PP				ED			
上場企業及びPIE（社会的影響度の高い事業体）	トラック1				PP	ED				承認	PIOB	
	トラック2										ED	
サステナビリティ情報の保証								PP				
CUSP（複雑性、理解可能性、適用の柔軟性及びバランス）						R						

※ PP：IAASBボードでのプロジェクト・プロポーザルの承認

ED: IAASBボードでの公開草案又はコンサルテーション・ペーパーの承認

承認：IAASBボードでの最終承認

PIOB：PIOBによる最終承認

R：ワーキンググループからの提案事項の審議



2. IAASBボード会議報告（2022年3月・6月）

2. IAASBボード会議報告 サステナビリティ／ESG情報の保証

- 6月ボード会議ではサステナビリティ／ESG情報の新保証基準開発の方向性について議論が行われた。
 - 新保証基準開発のアプローチ
 - ▶ 緊急を要するプロジェクトとして取り組む。
 - ▶ ISAE 3000（改訂）「過去財務諸表の監査又はレビュー以外の保証業務」と整合する、サステナビリティ保証に特化した別個の新保証基準を開発する。
 - ▶ 段階的アプローチを採用する。
 - ◆ まず、①サステナビリティ全般を取り扱う包括的保証基準の開発（合理的保証と限定的保証の両方を取り扱う）、②**優先度の高い課題**（次頁参照）への対処をする。
-  ◆ 次に、開示実務の経験値が増えるに伴い、更に保証基準を積み上げていく。

2. IAASBボード会議報告 サステナビリティ／ESG情報の保証

● 優先度の高い課題

1. 限定的保証と合理的保証

- ◆ 限定的保証業務における十分かつ適切な証拠とは何か、また、保証水準についての利用者の理解

2. 報告規準（criteria）

- ◆ 作成者が利用・開発する報告規準が業務に適合するかどうかの評価が困難

3. 保証業務の範囲

- ◆ 開示情報の一部分だけの保証を要請された場合の、業務範囲の適切性

4. 証拠（evidence）

- ◆ 何をもって「十分かつ適切な証拠」といえるか？

5. 保証業務における重要性（materiality）

- ◆ 記述的・定性的情報、異なる性質の情報が混在する際の重要性の考え方

6. 保証報告書の記載*

7. 内部統制*

*：当初は、1～5の優先度の高い課題が示されていたが、ボード会議の議論を受けて6，7が追加された。

2. IAASBボード会議報告 サステナビリティ／ESG情報の保証

● 今後の予定

- ▶ 2022年9月IAASB会議で、包括的保証基準の要求事項について、既存の基準等から取り込む内容のアウトラインを提示
 - ◆ ISAE 3000(改訂)^{注1}、ISAE 3410^{注2}の要求事項及びEERガイダンス^{注3}を元に骨子を作る。
- ▶ IAASBに設置されたワーキング・グループが引き続き積極的にアウトリーチや主要なステークホルダーとの協議を継続する。
- ▶ 2022年9月の会議で、プロジェクト・プロポーザルの概要を提示し、12月承認予定。

注1：日本基準の、保証業務実務指針3000「監査及びレビュー業務以外の保証業務に関する実務指針」とISAE 3000（改訂）とは、業務実施者を監査事務所・会計士に限定しない点などの相違がある。

注2：ISAE 3410「温室効果ガス情報に対する保証業務」に対応する日本基準は起草されていない。

注3：EERガイダンスとは、“Non-Authoritative Guidance on applying ISAE 3000 (Revised) to Sustainability and Other Extended External Reporting (EER) Assurance Engagement”を指す。JICPAは、研究資料「我が国におけるサステナビリティ及びその他の拡張された外部報告（EER）に対する保証業務に関するガイダンス（試案）」の公開草案を2022年5月23日に公表した。

2. IAASBボード会議報告 サステナビリティ／ESG情報の保証

● JICPAの問題意識と対応

1. 内外の状況や非財務情報保証ステアリング・コミッティ及び同ワーキング・グループなどでの議論を踏まえ、今後協会としての方針を**適時に**固めていく。特に、保証業務提供者の要件（独立性、品質管理基準等を含む。）、保証可能性の視点から検討する。
2. EUなどの法定開示・保証制度実施のタイミングに合わせて、かなり速いスピードでの基準開発が想定されるため、「**適時性**」を重視した対応をする。
 - ◆ IAASBボード会議での議論の状況を**適時に広範な関係者と情報共有**した上で、**意見交換**の場を設ける。
 - ◆ 新保証基準の公開草案が公表されたら速やかに**日本語仮訳**を作成し、広く日本国内関係者が内容を検討し意見発信ができるようにする。

2. IAASBボード会議報告 サステナビリティ／ESG情報の保証

(参考) 前回有識者懇談会でのご意見の概要

- ① サステナビリティ/ESG情報開示の議論は、欧州主導で始まり、開示基準の議論も含め、非常に速いスピードで進んでいる。保証基準も開示基準と並行して、**どのようにオールジャパンで意見発信していくかを考える必要がある**。日本公認会計士協会において関係者に**IAASBでの議論状況を情報共有**の上で、意見聴取を行い、**国内の意見を統一して発信**していただきたい。
- ② 財務会計基準機構においても、サステナビリティ情報の開示基準の整理をしているが、日本企業の非財務情報の開示は急速に良くなっていると感じる。このような状況の下で監査・保証の話を余り早急に進めると、開示拡充の動きにブレーキがかかりかねない可能性がある。諸外国とともに早めに検討していくことも必要であるが、日本国内において保証の範囲を拡げるなどの議論は**様々な関係者からの意見を聞いて慎重に対応**してほしい。

2. IAASBボード会議報告 継続企業(ISA 570)

● プロジェクトの概要

- 2022年3月：ISA 570「継続企業」改訂に関するプロジェクト・プロポーザルを承認し、プロジェクトを開始した。主な検討領域は以下である。(2023年3月公開草案予定)

リスクの識別 及び評価	監査人が、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況をタイムリーに識別できるよう、規定を強化。
継続企業の 評価期間	以下の強化を検討する。 • 企業に特有の事実や状況に基づき、経営者による評価期間の合理性を評価する。 • 評価期間を財務諸表の承認日又は監査報告書日から少なくとも12カ月 に延長する⇒次項で詳述。
経営者による 継続企業の評価	• 経営者による継続企業の評価に対する監査人の評価に関する要求事項の強化。
透明性の強化	• 監査役等及び規制当局等とのコミュニケーションの強化、監査報告書における透明性の強化を検討。⇒次々項で詳述。

2. IAASBボード会議報告 継続企業(ISA 570)

● プロジェクトの概要（継続企業評価期間の起点について）

（IAASBの改訂案）

- 現在は、「経営者の評価期間が**期末日**の翌日から12か月に満たない場合は、経営者に対して、評価期間を少なくとも**期末日**の翌日から12か月に延長するよう求めること」を監査人に要求しているが、「経営者の評価期間が**財務諸表承認日**の翌日から12か月に満たない場合は…」に変更する。

（改訂案の主な理由）

- 期末日を起点とすると、国（例：財務諸表の法定提出期限が遅い）や状況（例：コロナ等で提出期限の延長が認められた）によっては、財務諸表の作成のタイミングが遅く、経営者の評価期間・監査人の評価期間が著しく短くなる。
- 継続企業の評価期間の起点に関する規定は、グローバル基準や各国の基準によって様々となっており（次頁参照）、財務報告の枠組みの規定も踏まえつつ、評価期間の一貫性を確保するためISA 570の規定の再検討が必要であることが指摘されている。

2. IAASBボード会議報告 継続企業(ISA 570)

● プロジェクトの概要（継続企業評価期間の起点について）

（参考：グローバル基準及び各国における継続企業の評価期間に関する規定）

基準名又は国名	内容
国際財務報告基準 (IFRS)	- 少なくとも報告期間の期末日から12カ月は必要であるが、それに限定されない (IAS第1号) 2021年1月公表の教育マテリアル(Educational material)において、「12か月を超える期間を検討することは、IASB第1号の要求事項と矛盾するものではない。IAS第1号は、最短の期間を定めており、上限を定めていない」ことを説明
国際公会計基準 (IPSAS)	少なくとも 財務諸表の承認日 から12カ月は必要であるが、それに限定されない (IPSAS第1号)
英国	少なくとも 財務諸表の発行承認日 から12カ月は必要であるが、それに限定されない (FRS第102号)
米国	財務諸表発行日 から1年 (FASB Subtopic 205-40)
オーストラリア・ニュージーランド	監査基準において、監査人に対し、少なくとも 監査報告書日 から約12か月の期間の評価を要求

2. IAASBボード会議報告 継続企業(ISA 570)

● プロジェクトの概要（監査報告書における透明性について）

- 監査報告書における継続企業に関する記述を以下のとおり拡充する。

	状況	監査報告書の記述	適用対象
1	重要な疑義を生じさせるような事象又は状況無し	「継続企業の前提」区分を設け、以下の記載を要求 - 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切と判断した旨 - 重要な不確実性は認められない旨	全ての監査
2	- 重要な疑義を生じさせるような事象又は状況有り - 重要な不確実性無し	1と同じ 1に加え、事象又は状況に対する監査上の対応の記載を要求	全ての監査 上場企業の監査
3	重要な不確実性有り	「継続企業の前提に関する重要な不確実性」区分に、従来の記載に加え、経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切と判断した旨の記載を要求((a)) (a)に加え、事象又は状況に対する監査上の対応の記載を要求	全ての監査 上場企業の監査

2. IAASBボード会議報告 継続企業(ISA 570)

● JICPAの問題意識と対応

- 日本の場合、財務諸表等規則で継続企業の前提に関する注記が定められ、財務諸表等規則ガイドラインにおいて、継続企業の考え方について監査基準に参照されている。継続企業の前提の評価に関する経営者の責任を定めた会計基準は存在しない。
- 国際的には、継続企業の前提に対する経営者の責任を定めた会計基準が存在しており、継続企業の前提に関する経営者の評価が行われ、それに関する注記があることが前提とした議論が行われている。
- 日本における継続企業の前提に関する会計基準の策定について、改めて協会内外で議論する必要性はないか。

2. IAASBボード会議報告 不正(ISA 240)

● プロジェクトの概要

- 2021年12月：ISA 240「不正」改訂に関するプロジェクト・プロポーザルを承認し、プロジェクトを開始した。主な検討領域は以下である。
 - ▶ 財務諸表監査における、不正に対する監査人の役割と責任
 - ▶ 不正による重要な虚偽表示リスクの識別及び評価
 - ▶ 評価した不正による重要な虚偽表示リスクへの対応
 - ▶ テクノロジーの利用
 - ▶ ISA 240と他のISAの関連性
 - ▶ 不正に関連する特定の監査手続
 - ▶ 職業的懐疑心
 - ▶ 不正関連の手続の監査報告書における透明性
- 2023年6月に公開草案の承認審議を予定

2. IAASBボード会議報告 不正(ISA 240)

● プロジェクトの概要（不正関連の手続の監査報告書における透明性）

- 以下の四つの案について、利用者へのアウトリーチを行うことが提案された。
 - ▶ 案1：識別された不正リスク、監査人の対応及び監査人の発見事項/所見の詳細な記述
 - ▶ 案2：識別された不正リスク及び監査人が不正リスクにどのように対処したかについてのハイレベルな記述（オランダの要求事項と同様）
 - ▶ 案3：監査がどの程度不正による重要な虚偽表示を識別及び評価することができると考えられるかの説明（英国の要求事項と同様）
 - ▶ 案4：現行の監査上の主要な検討事項（Key Audit Matters: KAM）を通じたコミュニケーションの強化等、別の仕組みでの対応

2. IAASBボード会議報告 不正(ISA 240)

● JICPAの問題意識と対応

- 以下2点について、今後のIAASBボード会議での議論及び公開草案を注視し、必要なコメントを適宜行っていく考えである。
 - ▶ 案1から3を適用する際、監査人にとって困難となる程度は、各国の開示規制に基づき企業がどの程度不正に関する情報を開示しているかによって異なることから、各国の開示実務を調査する必要がある。
 - ▶ 適用の柔軟性（Scalability）を考慮し、監査報告書における透明性の向上の対象範囲は、上場企業（Listed Entities）等に限定すべきである。

2. IAASBボード会議報告 不正(ISA 240)

● (参考) 前回有識者懇談会の説明内容及びご意見の概要

■ 前回有識者懇談会の説明内容

- ▶ 不正(ISA 240)のプロジェクトの概要、プロジェクト・プロポーザルで提案されているアクションの概要

■ ご意見

- ▶ 財務報告エコシステム全体で不正に対して適切に対応していくことが重要という認識。監査人から関係者に対話を求めていくことは大変重要である。さらに、監査人は、経営者だけでなく、他の取締役や監査役等とも対話するようにして欲しい。

(参考) 日本公認会計士協会における周知活動



10分でわかる！2022年6月IAASBボード会議

https://jicpa.or.jp/specialized_field/20220721fjj.html



2022年6月IAASBボード会議ハイライト（日本語仮訳）

https://jicpa.or.jp/specialized_field/20220921cab.html



10分でわかる！2022年3月IAASBボード会議

<https://jicpa.or.jp/news/information/2022/20220425dfg.html>

●●信頼の力を未来へ
jicpa

◆日本公認会計士協会

監査・保証基準委員会有識者懇談会

2022/9/26

配付資料No.871

ISA700及びISA260の限定的な範囲での改訂に関する公開草案概要

PIEプロジェクト トラック1

第64回 監査・保証基準委員会有識者懇談会

2022年9月26日



公開草案の公表

- 国際会計士倫理基準審議会（IESBA）の倫理規程の改訂に対応した狭い範囲のISA改訂の公開草案が2022年7月6日に公表された。
- 対象となるISAは以下である。
 - ▶ ISA700(改訂)「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」
 - ▶ ISA260(改訂)「ガバナンスに責任を有する者とのコミュニケーション」

改正の経緯(IESBA倫理規程の改訂)

- IESBAは、倫理規程における「上場企業(Listed Entity)」及び「社会的影響度の高い事業体(PIE: Public Interest Entity)」という用語の定義を検討するプロジェクトに取り組み、2021年12月に関連する規定の改訂が最終承認された。
- 改訂されたIESBA倫理規程には、PIEの監査に対する独立性の要求事項を適用している場合、その旨を公に開示(publicly disclose)することを事務所に求める要求事項が含まれる。

IAASBによるプロジェクトの進め方

- 2024年12月15日以降の監査からIESBA倫理規程が適用されるため、PIEに関する独立性要求事項を適用している場合のその旨の開示要求への対応が急務であることから、プロジェクトを以下のように二つのトラックに分けて、トラック1を先に進める。
 - ▶ トラック1：特定の企業の監査に関する独立性の要求事項を適用している場合の開示に関する要求事項への対応として、監査報告書を通じた開示が適切かどうかを検討する。
 - ▶ トラック2：PIE等の定義や主要な概念のIESBAとの収斂、特定の種類の企業に対する差異のある要求事項設定に関する指針の確立など、トラック1以外の項目を検討する。
- 今回の公開草案はトラック1に対するものである。

ISA700の改訂内容

- 職業倫理規程において、特定の企業(certain entities)の監査に適用となる独立性の要求事項を適用しているときにはその旨の開示が要求されている場合には、監査報告書の「監査意見の根拠」区分における職業倫理規程を遵守した旨の記載において、当該企業の監査に適用となる独立性の要求事項に従って企業から独立している旨の記載を求める(第28項(c))。
- 適用指針や監査報告書の記載例において、「特定の企業」の例として、IESBA倫理規程におけるPIEについて説明している(A35A項)。

ISA260の改訂内容

- 上場企業の監査における、監査人の独立性についてのガバナンスに責任を有する者とのコミュニケーションに関する適用指針において、IESBA倫理規程のPIEに関する規定のように、特定の企業の財務諸表監査に適用となる独立性の要求事項を適用している場合には、当該要求事項を遵守している旨に関するコミュニケーションが行われることがある旨を説明している(A29項)。

今後の予定

- 公開草案のコメント期限は2022年10月4日である。
- 基準の最終化は2023年6月が予定されている。
(2024年12月15日以後開始する期間の財務諸表監査から適用される予定である。)

●●信頼の力を未来へ
jicpa

◆日本公認会計士協会

監査・保証基準委員会有識者懇談会

2022/9/26

配付資料No.872

協会公表物の体系化の進捗

第64回 監査・保証基準委員会有識者懇談会

2022年9月26日



進捗報告

- 協会公表物の体系の明確化及び見直しについては、2021年10月27日開催の監査基準委員会有識者懇談会で意見聴取を行った。
- その後の進捗は次のとおりである。

2021年11月17日	論点整理の公表（コメント締切：12月17日） →11個のコメントを受領
2022年2月24日	論点整理に対するコメントの概要及び対応を公表
4月21日	上記を踏まえ、表題ルール及び本文の起草方針に係る監査基準委員会報告書（序）及び保証業務実務指針（序）の公開草案を公表（コメント締切：6月13日）→コメントなし
7月21日	監査基準報告書（序）及び保証業務実務指針（序）の公表

今後のスケジュール

- 2022年秋頃を目途に、既存の財務諸表の監査及びレビュー業務、それ以外の保証業務並びに合意された手続業務に関する公表物の表題を整理する予定である。
- 2022年内を目途に、対象となる公表物の本文について、表題変更に伴う修正を実施する予定である。

●●信頼の力を未来へ
jicpa

◆日本公認会計士協会

監査・保証基準委員会有識者懇談会

2022/9/26

配付資料No.873

「改正品質管理基準委員会報告書等相談窓口」 の設置

第64回 監査・保証基準委員会有識者懇談会

2022年9月26日



背景

- 2022年6月に以下の報告書（以下「改正品基報等」という。）を公表
 1. 品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」（改正）
 2. 品質管理基準委員会報告書第2号「監査業務に係る審査」（新設）
 3. 監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」（改正）
- 改正品基報等は、従来の品基報とは大きく異なり、適用に当たって、実務上混乱が生じるおそれがあり、対応を図る必要が認められる。



7月15日に当協会会員向けの
「改正品質管理基準委員会報告書等相談窓口」を開設

相談方法等／参考情報

相談方法等

- **相 談 者**：当協会の会員・準会員
- **相談の範囲**：2022年6月改正・公表の以下の報告書の適用に当たっての相談を対象
 - ・品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」
 - ・品質管理基準委員会報告書第2号「監査業務に係る審査」
 - ・監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」
- **相談方法**：原則として、文書により受付
- **回答方法**：質問は原則として監査基準委員会の関連する起草委員会に回付、同起草委員会にて検討し、その検討に基づき、担当スタッフが電話にて口頭で回答（回答には1か月程度かかる見込み）。

参考情報

- 当協会ウェブサイトに特設ページ「改訂品質管理基準に関する動向」を設置
https://jicpa.or.jp/specialized_field/quality_management/
国内の動向やIAASBの公表物の情報等を紹介

●●信頼の力を未来へ
jicpa

◆日本公認会計士協会

監査・保証基準委員会有識者懇談会

2022/9/26

配付資料No.874

保証業務に関する周知活動

「ゼロからわかる保証業務」 オンラインセミナーのご案内

第64回 監査・保証基準委員会有識者懇談会

2022年9月26日



開催概要

- 日時 2022年9月30日（金） 13：00－15：00
- 場所 オンライン配信

(https://secure.cpe.jicpa.or.jp/dedicated_site/jicpa-sem_202209/index.html)

※後日アーカイブ配信予定です。



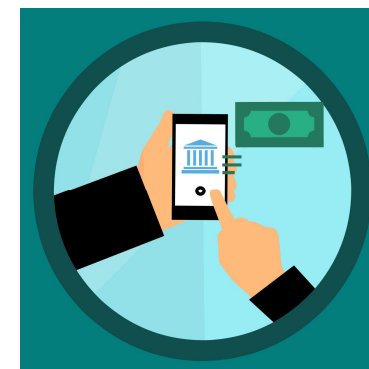
開催目的 ～「信頼の力を未来へ」～

目的：社会が信頼を求める対象が大きく広がっていることを踏まえて、
「監査」だけでなく非財務情報に対する保証に代表される社会からの
新しい要求に積極的に応えていくための施策の一つとして、
公認会計士としての立場から「保証業務」の周知を行う。

- 公認会計士の保証業務に関する知識の底上げ
- 保証業務に関するステークホルダーへの理解
- 保証業務に関連する日本公認会計士協会の取組
- 公認会計士と公認会計士以外の業務提供者が提供する業務の違い

イベント内容

- サステナビリティ情報開示に関する近年の動向の紹介
- 「保証業務」とは？
- 保証報告書の例を用いた保証業務の内容のご説明
- 日本公認会計士協会の取組



●●信頼の力を未来へ
jicpa

◆日本公認会計士協会

監査・保証基準委員会有識者懇談会

2022/9/26

配付資料No.875

監査・保証実務委員会報告第76号 「後発事象に関する監査上の取扱い」の 改正の検討状況

第64回 監査・保証基準委員会有識者懇談会

2022年9月26日



改正検討の背景

- 監査・保証実務委員会報告第76号「後発事象に関する監査上の取扱い」は、2009年7月8日の改正（企業会計審議会での「継続企業の前提」の見直し対応）以降、メンテナンスを行っていない。

監査基準委員会報告書560 「後発事象」	監査・保証実務委員会報告第76号 「後発事象に関する監査上の取扱い」
—	2009年7月8日 最終改正 （企業会計審議会での「継続企業の前提」の見直し対応） ・ 確定決算主義に基づく修正後発事象の取り扱い
2011年7月1日 公表	※以降、メンテナンスを行っていない。
・ ・ ・	
2021年1月14日 最終改正	

改正の概要・検討状況

■ 改正概要

- 最終改正から10年以上経過したこともあり、**骨子に変更せず、陳腐化部分のアップデート**（監査基準委員会報告書の概念・用語の使用など）を中心に改正を検討している。

■ 検討状況

- 2022年2月14日の監査基準委員会有識者懇談会にて、本改正検討の意見徴収を行った。
- その後関係各所との再調整の必要が生じたため、**現在、再検討中**である。
(改正スケジュールも、関係各所との再調整のうえで再検討中である。)

●●信頼の力を未来へ
jicpa

◆日本公認会計士協会